

建設経済常任委員会委員長報告

去る2月29日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和6年3月5日(火)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 高橋 誠、毛呂一夫、小久保博雅、工藤日出夫、保角美代、村田裕子
- 4 審査結果

「議案第15号」北本市犯罪被害者等支援条例の制定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第19号」市道の路線の廃止については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第2号」スクラップヤードの騒音・振動等から市民の生活環境を守ることを求める請願については、挙手全員により採択すべきものと決定しました。

◎「議案第15号」について

(1) 「第8条の見舞金の支給として、遺族見舞金を30万円、傷害見舞金を10万円と設定するに至った経緯について」質疑したところ、「遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円については、他の自治体の額を参考に制定しています。見舞金を支給する条例を定めている県内34市町村のうち29市町村が遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円としており、全国的に見ても約9割の市町村がこれと同額となっていますので、本市も同額としているところだ」と

の答弁がありました。

(2) 「第2条第1項第4号で二次的被害の定義を規定しているが、二次的被害をどのように特定していくのか」と質疑したところ、「二次的被害とは、犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解による心ない言動、インターネットなどを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過激な取材などで、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害を指しています。特定、把握については、犯罪被害者等の支援の相談、もしくは警察等への相談によって特定されていくものと考えます」との答弁がありました。

(3) 「見舞金の支給対象及び1家族で複数人が被害に遭われた場合の支給方法について」質疑したところ、「支給対象は犯罪被害を受けられた本人または遺族となります。遺族の範囲は犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、支給を受けるべき順位を規則で定めています。また、1家族で複数人が犯罪被害を受けた場合には、犯罪被害を受けられた方1人につき見舞金が支給されるよう規定しています」との答弁がありました。

(4) 「二次的被害の相談として想定される訴訟案件等への対応方法について」質疑したところ、「二次的被害の相談に対しては、市の人権相談や法律相談等につないでいくこととなります。また、市の法律相談は1回限りとなるため、相談が継続するような案件については、民間支援団体の埼玉犯罪被害者援助センター等と連携して対応していきます」との答弁がありました。

本案に対して、賛成討論が1件ありました。

◎「議案第19号」について

(1) 「今回の市道の廃止に伴う土地の処分方法及び今後廃止の対象となる路線数について」質疑したところ、「今回は、市道認定されている箇所が個

人名義で残っていた箇所であるため、売払いではなく、市道を廃止して、その土地を所有者の方が有効活用する内容となります。また、市内には今後廃止が見込まれる箇所が150路線強ありますが、個人所有となっている箇所は今回の1路線のみですので、今後は市が売払う形で廃止していくこととなります」との答弁がありました。

本案に対して、賛成討論が1件ありました。

◎「議請第2号」について

本請願審査では、紹介議員及び請願者を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願者の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「今回の請願事項は、説明で挙げた市内3か所のスクラップヤードのいずれにも当てはまる問題なのか」と質疑したところ、「請願事項1に関しては、調査の請求が条例に基づいてなされた場合には、それに対応してほしいというもので、2、3もそれに続くものになっています。これまでは、条例に基づいて書面で請求をするという形ではなく、お願いレベルというか口頭で、市には対応してもらっていました。その後の対応についても条例にのっとったものではないということで、今回この請願の提出を検討する中で、調査の請求は書面で行うのが正式な手続きだということが分かりましたので、今後はどこの地区から調査請求が出ても、条例、規則にのっとって対応してほしいというものです」との答弁がありました。

(2) 「請願事項4に関連し、県での条例制定の動きや、国に対して意見書を出すことなどについて、どのように認識しているか」と質疑したところ、「県では、自民党の県議団が令和5年11月に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例案骨子案を示してパブリック・コメントを行ったので、

次の県の定例会に提案されるか注目していますが、現状では見通しが立っていません。県の条例が制定されれば、こちらが求めるものがかなり達成できると考えていますが、もし県で制定が難しいのであれば、市で条例をつくるのも一つの考え方です。また、国への意見書については、条例制定に関して市ではハードルが高い、難しいということであれば、国あるいは県に対して要望書を提出することも考えられます。ただし、県議会では具体化してきていますので、今回はそこまで踏み込んだ内容になっていないというところでは」との答弁がありました。

(3) 「**請願事項5については事業者に対しての内容だと思うが、現場責任者とはどのような立場、資格の有無等を想定しているのか**」と質疑したところ、「現場責任者については資格というよりは、立入りの際に、言葉が通じないから分からないとか、現場責任者がいないから対応できない、といった形で門前払いされるケースを想定したものと考えています。埼玉県議会のパブリック・コメントでの条例案や、千葉県条例の中でも、きちんと対応できる人を置いてほしいという意味合いで求めています。ただし現状として、お願いベースでこれを配置することは厳しいため、まずは条例をつくる、その中に周知徹底や現場責任者の常駐というものを定めて求めていく、ということが正しい流れだと考えています」との答弁がありました。

本請願に対して、賛成討論が3件ありました。

以上、報告いたします。

令和6年3月22日

建設経済常任委員会
委員長 村田裕子

北本市議会議長 滝瀬光一様